

別表第2(第5条、第12条、第15条関係)

都市公園名	区分	単位	使用料の額 (単位：円)
はるひ夢の森 公園	舞台(控室を含む。)	9時から12時30分まで	5,000
		13時から16時30分まで	5,000
		17時30分から21時まで	7,000
	音響設備一式	9時から12時30分まで	2,000
		13時から16時30分まで	2,000
		17時30分から21時まで	2,000
	バッテリーカー	1台10分につき	100
	自転車又は一輪車	1台30分につき	100

備考

- 1 冷暖房施設を使用する場合、使用料の額は、この表に定める額に0.2を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 連続使用については、それぞれの合計額とする。
- 3 本市に住所を有しない者又は住所を有しない営業所等が舞台又は音響設備一式を使用する場合の使用料は、この表に定める額に2を乗じて得た額を加算した額とする。